

緊急事態宣言解除の間に



**久しぶりにご本人と
面談できました！**

東京都の2回目の緊急事態宣言解除（3/22）から3回目の緊急事態宣言発令（4/25）までの間に、SKサポートではできるだけ施設に入居されている被後見人等の皆様と直接面会できる機会を増やし、ご本人との会話の中から健康状態や要望事項等をお聞きすることで、後見担当者としてできる限りの後見活動を行いました。

こうした中で、今回、SKサポートの後見担当者が品川区内の施設に入居されている被後見人等の方（SKサポートでは最も長く後見業務をさせていただいている）と直接面会することができました。

施設においては、「マスクの常時着用」「消毒液の常備」「飛沫防止スクリーンの設置」「室内の換気」等、できる限りのコロナ感染防止対策を行っており、面会時間も限られていましたが、後見担当者はご本人の生の声をお聞きできたということで、安心しておりました。

これからは、新型コロナウイルスワクチンの接種が徐々に広まることと思いますが、職員一人一人におきまして、ワクチン接種をしたということにより油断することなく、自らがコロナウイルスに感染しないよう、万が一にも被後見人等の皆様に感染させることのないよう、細心の注意を払いながら成年後見の業務を行って参ります。

講習会

湘南信用金庫での成年後見制度等の講習会



2021年4月22日（木）に神奈川県横須賀市の湘南信用金庫本店別館において、同信用金庫が地域社会や住民の皆様のお役に立つべく実施している「スペシャリスト養成」の一環として、「医療・介護分野」を担当する職員の方々を対象として、成年後見制度を中心とした講習会を開催しました。当日は、SKサポートの小島顧問が講師を務め、「密閉・密集・密接」にならない対策を講じながら、質疑応答も含めて2時間ほどの有意義な講習会となりました。

一口情報

介護保険被保険者証(その1)

(1) 配付対象者

- 65歳以上の人は「全員」。(第1号被保険者)
- 40歳以上65歳未満の人のうち、介護や支援が必要になった場合に申請して要介護認定された人。(第2号被保険者)

(2) 取得方法

- 第1号被保険者は、65歳になる前月に市区町村から交付されるが、要介護認定を受けなければ利用できない。
- 第2号被保険者は、要介護認定されると市区町村から交付される。

(3) 有効期限

- 要介護・要支援認定を受けていない人の被保険者証には有効期限はないが、認定の申請をするまで保管しておく。
- 要介護認定を受けた人は、認定の有効期間が被保険者証に表示されるので、有効期間が経過する前に更新の申請をする必要がある。

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数 (各月末)		2021年 6月	2021年 3月
法定後見受任		36	36
類 型	後見	27	27
	保佐	5	5
	補助	4	4
任意後見契約(後見人指定)		82	78
種 類	委任業務	6	6
	任意後見業務	0	0
任意後見契約書作成取次ぎ		132	124

累計件数 (各月末)	2021年 6月	2021年 3月
遺言執行者指定	228	201
遺言執行終了	21	19
死後事務委任契約	20	20
死後事務終了	10	10
家族信託契約書作成取次ぎ	241	202

(補正後の計数を使用)